

## 官報電子化検討会議（第4回）議事要旨

### 1 日時

令和5年5月31日（水）15:00～16:34

### 2 場所

中央合同庁舎8号館特別中会議室

### 3 出席者

（委員） 宍戸座長、江崎委員、松井委員、山本委員

（内閣府） 原大臣官房長、中嶋大臣官房総務課長、吉田官報電子化検討室長、堀江官報電子化検討室次長、田中官報電子化検討室室長補佐 他

（関係機関） 内閣官房、内閣法制局、デジタル庁、総務省、法務省、（独）国立印刷局

### 4 議事要旨

○宍戸座長 それでは、定刻でございますので、第4回「官報電子化検討会議」を開会いたします。

お忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、私のほかに山本委員が対面での御参加、江崎委員、松井委員がオンラインでの御参加になります。原田委員は御欠席でございますけれども、後で御紹介しますように、御意見を預かっております。

昨日、首相官邸でデジタル臨時行政調査会が開会されまして、私も出席しておりましたけれども、総理からも官報電子化も含めて進めるようにという御発言のあったところでございます。

本日は、3つのパートに分けて議論を進めてまいりたいと存じます。第1が「電子官報の閲覧・頒布期間に関する考え方」、第2が「電子官報の保存に関する考え方」でございますが、この2つをまとめて事務局より現在の案を御説明いただき、意見交換の時間を設けます。その後、第3の「電子官報の編集・発行主体に関する考え方」についてまた御説明をいただき議論、第4の「代替措置等について」についても御説明いただいた後に議論ということで、都合3ラウンドを予定しております。

まず、「第1 電子官報の閲覧・頒布期間に関する考え方」及び「第2 電子官報の保存に関する考え方」につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○吉田室長 官報電子化検討室長の吉田です。

資料1に基づきまして、説明をさせていただきます。

最初に「第1 電子官報の閲覧・頒布期間に関する考え方」です。現在の「インターネット版官報」を踏まえて、これまで公開期間という用語を使っておりましたけれども、

今回の議論のために、官報全体を閲覧・入手できる期間を「閲覧・頒布期間」とし、その後もインターネット上で無料で一部の情報を提供することを「情報提供」として、分けて議論をしたいと考えております。

1の紙の印刷物である官報の現状について、11行目からになりますけれども、現在、官報が発行される当日に国立印刷局本局等において掲示され、閲覧することができる状態に置かれた時点をもって官報が発行されたということになっております。また、各地の官報販売所において、当日から約2か月間購入することができるような状態になっています。一般国民が官報を閲覧し、入手し得る仕組みが非常に重要ですので、このように相当の期間を通じて一般国民が閲覧・入手できる状態に置くということが考えられます。また、国立国会図書館においては過去の官報を閲覧することができます。今の紙の印刷物では、このような閲覧・頒布が行われております。

2ページ、「官報電子化に伴う閲覧・頒布期間の考え方」になります。8行目ですけれども、現在の紙の印刷物と同様ですけれども、一定期間、ウェブサイトを通じて真正な情報が記録された官報を閲覧し、または入手し得る状態に置く必要があると考えております。

そうした閲覧・頒布期間についてどのように考えるかについては、3ページからになります。考えるときの観点としまして、1点目が「(1) 利便性の確保」になるかと思えます。国民の利便性を確保するために合理的な閲覧・頒布期間を設けるべきであり、現在の「インターネット版官報」が90日の期間、無料で公開していることを踏まえますと、当分の間、少なくとも90日の期間を確保することが望ましいと考えられます。

2点目ですけれども、「(2) 個人情報への配慮」についてです。例えば特定の名宛人を対象とする処分等に関するものも官報に掲載されております。そうしますと、個人情報への配慮の観点が必要になってまいりますので、全ての記事について閲覧・頒布期間を永続的なものとするには、慎重な検討を要すると考えられます。

3点目が「(3) 発行業務の安定性の確保等」になります。現在の「インターネット版官報」につきましても、電子署名の有効期限が約2年、サーバーの容量については1年程度となっております。4ページになりますが、こうしたことについては、設備投資を行うこと等により何らかの対応が可能となるものもありますけれども、いずれにせよ運用面の実態に即して期間を定める必要があると考えております。

(4)ですけれども、実際に設定に当たっての留意点として「閲覧・頒布期間を柔軟に変更できるような法制度とすること」が重要と考えています。例えばこれまでも「インターネット版官報」については、利便性の向上の観点あるいは個人情報の配慮の観点から、様々な公開期間の設定ですとか、対応について行っているところですし、また、先ほどの運用面での実態に関しては、今後の技術革新等によって事情変更が生じることも想定されます。こうしたことを考えますと、適時適切に具体的な閲覧・頒布期間を定められるようにすることが妥当と考えております。

(5) が具体的な当分の間の長さについてですけれども、ちょうど今年の1月に公開期間を従前の30日から90日に拡大したところでもあります。(1)から(3)の観点やそうしたことも踏まえたと、当分の間は90日間を閲覧・頒布期間とすることとして、引き続き利用実態や利用者のニーズ等を把握しながら、また、個人情報への配慮なども検討しながら、必要な対応を取ることとしてはどうかと考えております。

なお、(参考)において、90日に拡大した趣旨をつけております。今年1月に、今までの紙官報だけではなく「インターネット版官報」についても行政手続で利用できることになりました。その際に、法人登記申請の際に添付すべき「公告をしたことを証する書面」について、実際の状況について制度面などを確認したところ、2か月を下らない異議申出期間を設けることを法律上定めた上で、その終了後2週間以内に登記申請を行うべきことが法令上定められているものがありました。実態としてもほぼ2か月という設定がされていますけれども、満了日が休日に当たる場合に2か月を数日間上回る期間を設定しているものもありまして、2か月プラスアルファと2週間ということを考え、90日間を公開期間としておけば「インターネット版官報」を必要というときにダウンロードして、それを使うことができるという観点から、90日に拡大したところです。

続いて、6ページになります。閲覧・頒布期間を当分90日としてはどうかということに加えて、終了後の情報提供について論じております。

1点目が(官報発行機関等による情報提供)ということで、現在も「インターネット版官報」でも記事全体90日に加えまして、法令や政府調達の記事を無料で公開しております。これに関しまして、次のとおり国民への情報提供を行うこととしてはどうかと考えております。

1つ目の○が、平成15年7月15日以降の法令、電子署名が付与されたときからになりますけれども、それ以降の法令ですとか、平成28年4月1日以降の政府調達の記事については、引き続き公開することとすると。ただ、法令については、平成15年7月15日以降としていますが、さらに遡って過去のもを公開することですとか、あるいは法規たる性質を有する告示についても法令と同様という議論がありましたので、そうしたものも公開することなど、対象を見直すことについても適宜検討を進めたいと考えております。また、法令について情報提供を電子的に継続的に行うことになることもありますので、現在刊行しています法令全書については、刊行を廃止する方向で検討を進めてはどうかと考えております。

2つ目の○が、そういった法令や政府調達以外のものについてですが、基本的には長期的に公開することが望ましいものについては、官報に掲載した内容を所管する機関において、ホームページ等を活用して公開することが考えられます。他方、国民からの要望を踏まえて、引き続きより長く掲載してほしいというニーズがあるものについては、個人情報への配慮の観点なども留意した上になりますが、特定の記事を抽出して情報提供することについて検討を進めたいと考えております。

7 ページになりますけれども、国立印刷局が業務として行う情報提供についてです。具体的には現在行っております「官報情報検索サービス」というものが有料でありますけれども、これについては契約数約 1 万 2000 件ということで、広く利用されているものでもあります。こうしたニーズなどを踏まえますと、引き続き官報の編集業務等に附帯する業務として、この「官報情報検索サービス」を提供することとしてはどうかと考えております。ただ、その実施に当たりましては、官報の発行に関する業務において得られた情報を活用するというごまごましますので、内閣府から承認を得ることとしてはどうか。また、有料版にはない機能、具体的には発行年を越えて、また、冊子横断的な検索機能が通常の「インターネット版官報」とは異なりついておりますので、そうした提供に要する経費については、負担の公平性を図る観点から、引き続き利用者に相応の負担を求めることとしてはどうかとしております。なお、現行の「官報情報検索サービス」の提供だけではなく、例えば電子メールによる希望者への官報の送信など、必要なサービスの提供についても適時検討を進めることとしてはどうかとしております。

8 ページになります。「業務の効率化、利便性の向上等に関する取組」についてです。先ほど宍戸座長からもお話がありましたけれども、昨日のデジタル臨時行政調査会において、岸田総理からも、「官報の電子化を含め、法制事務のデジタル化を着実に進める」との発言があったと承知しております。そういった議論が進められておりますけれども、官報の電子化においては、紙媒体を電子媒体に置き換えるデジタイゼーション (digitization) が「インターネット版官報」に近いものですが、そうしたことを進めるとしてはありますが、デジタルであることを生かした改善、デジタルライゼーション (digitalization) を通じて、業務の効率化、利便性の向上等を図っていくことも重要なことだと考えております。

ただ、一方で、そうしたことを検討していく上では、当面の間は紙媒体が併存する状態が継続することですとか、官報としての連続性を考慮することも必要であろうと考えております。また、制度官庁において関係者との調整を行う必要があったりですとか、個人情報への配慮、また、それを実現するためのシステム改修の費用や業務の負担、また、実際に利活用を進める対象となるデータの範囲ですとか、業務の全体のフローがどうなるのか、そうした様々な検討課題があると考えております。加えて、そもそも官報の発行においては、安定的かつ正確に発行することが最も重要ですので、こうした新たな改革メニューをどんどん加え、実務の影響を考慮せずに大幅な業務見直しを性急に行うことによって、発行の安定性や正確性が損なわれることがあってはならないと考えております。

こうしたことを考慮しまして、以下のように進めてはどうかと考えております。最初の〇ですが、まずは、法整備や運用の見直しなどを行った上で、「インターネット版官報」を正本として位置づける取組をしっかりと行う、そのために必要なシステムやウェブサイトの構築など、基盤的な業務に万全を期すことが重要と考えております。

その上で、個別制度の所管官庁での検討を踏まえながら、成案を得たものから順次取組を進めていく、あるいはシステム更改に合わせて総合的な取組を進めることが考えられます。特に、印刷局においてはシステム更改を何年もかけて検討していきますので、そうした中で大きな改革があれば考えていくことが重要かと思っております。

9ページになります。電子官報の機能向上の取組の例として、例えば今回の検討会においても幾つかいただいたお話の中で、考えられるものとして、1つ目の○ですけれども、官報に記録された情報が改変された事態が生じた場合に、タイムスタンプの緑、赤も大事ではあるのですけれども、改変があったことをより視覚的に認識できるような表示ができないかですとか、あるいは当面紙を使う方もいると思いますので、そうした官報記録事項記載書面や電子官報を印刷したものと正本データの内容が一致することを確認するための取組、こうしたものを技術面で何かできないか、費用面などを含めて実現できるかどうかを検討していきたいと考えております。

10ページからが「電子官報の保存に関する考え方」になります。

まず、1番で過去に発行された官報の保存・閲覧の状況についてですけれども、国立国会図書館において逐次刊行物として官報が納本される仕組みが国立国会図書館法としてございますので、現在、納本された官報が長期保存され、また、閲覧に供されるというようになっております。実際に明治16年（創刊）以来の官報が保存・閲覧に供されております。また、国立印刷局においても、発行記録として、官報を工場内の倉庫において保存してはいますが、今後は印刷局の本局移転に合わせて、環境の整った倉庫で保存することとしていると聞いております。

電子媒体についても、既に「インターネット版官報」がございますので、これについては、国立国会図書館において、インターネット資料収集保存事業、WARP（ワープ）と呼ばれてはいますが、それによりまして、平成22年以降の「インターネット版官報」をウェブサイト形式で保存しており、国立国会図書館内で閲覧可能となっております。また、印刷局においても、昭和22年5月3日以降のものを電子媒体化したものを含めて電子媒体を保有してはおりまして「官報情報検索サービス」で提供しております。

2として官報の保存期間についてですけれども、官報は、法令の公布を担うなど、政府が発行する非常に重要な文書でもありますし、また、時々の政府としての重要な意思決定ですとか、国の機関に関する情報が掲載されております。こうした官報の性質や重要性に鑑みますと、文書として永久に保存することが必要であると考えられます。また、国民の利用に供することができることも必要であると考えております。

そうしたことについて、3になりますけれども、「電子官報の永久保存や閲覧のための方策」として、以下のとおり取り組んではどうかと考えています。

11ページ、真ん中ほどの1つ目の○ですけれども、まず、国立国会図書館のインターネット資料収集保存事業、WARPにより、インターネット上に掲載された官報等をウェブサイト上で国立国会図書館が保存し、国民の閲覧に供されることとなります。これに加え

て、官報発行機関等においても、正本データについて永久に保存する。

また、通信障害が生じた場合には、書面版の官報を出すことに、あるいは書面等により官報を出すこととなりますけれども、こうした場合の書面版官報であるとか、また、その書面官報を出したときには、情報提供として電子データでも出すこととなりますので、そうした電子データも併せて永久保存をしていく。また、当分の間は、インターネットを利用することができない者への配慮のための措置として、官報記録事項記載書面を送付・交付する措置を講ずることとしておりますので、こうしたものについても保存をしていくということが考えられます。

以上が永久保存や閲覧のためということで、保存に関する考え方になります。

説明は以上です。

○宍戸座長 ありがとうございます。

それでは、これまでの御説明を踏まえまして、意見交換の時間とさせていただきたいと存じます。御質問、御意見のある方は、特にオンラインで御出席の方は、チャット欄なり手を挙げるなりで私にお知らせいただければと存じます。いかがでございましょうか。

江崎構成員、お願いします。

○江崎構成員 どうも御説明ありがとうございます。

改めてということになるかと思いますが、これを進める上で、デジタル庁はこの手のことをたくさん省庁を横断してやっているということでオブザーバーで入っているわけで、デジタル庁との連携、それから、支援が非常に重要なことになるだろうと。ここで見本を見せて、ほかの業務もやっていくことが必要かと。

それから、改めて、先ほど御説明がありましたけれども、業務プロセスのDXということによって効率化を進めること、これは官報を作ることだけではなくて、関連するところに対してのDXが必要だろうと。これは印刷局を訪問させていただきましたけれども、いまだにインク・紙ベースでおやりになっているところを変えていくというのも、今回の非常に大きなサイドエフェクトとして見るべきだろうと。

もう一つは、利用者や利用法がデジタル化することによって増加するよというということも何となく書かれていますけれども、研究目的等において官報がより有効に使われる、あるいはこれは大学の専門家だけではない方でもデータが使えるよという意識の上での利用者や利用法が増加するというのが目的として書いてある。その上で、動くことが重要ですので、最初はそこまでは行けないかもしれないですけども、最終的にはそこを目指すというところをしっかりと報告書なり方針に入れたほうがいいだろうと思います。

もう一つ、技術の中立性というところをどこまで書き込むかというか、これが非常に重要な技術面でのところになってくると思っています、ベンダーロックインにならないこと、それから、テクノロジーロックインが起こらないように技術中立性に留意した

上で、システムの設計と発注と運用を進めていくということになるかと思います。

それから、ぜひ書いておいていただきたいことは、最終的にはマシンリーダブルなデータ構造にしていくというところは第一義の方針として、いきなり全部をマシンリーダブルというのは当然ながら不可能なわけですが、そこを最終ゴールというか、この仕事のこの業務のデジタル化の出口としてやっていく。それは参考として、e-LAWSは既にXMLベースでかなりマシンリーダブルにされていることも記述いただいていますけれども、これはそういう構造に持っていくということにするべきでしょうし、それができれば、国立図書館でのアーカイブのデータもマシンリーダブルにできると、先ほど申し上げた新しい利用法であったり、新しい利用者が開拓できるだろうというところを少し意識して書いていただくとよろしいのではないかと思います。特に技術中立性を守るための法律の記述は宍戸先生のほうが御専門かと思いますが、そういう記述でぜひ法律のところは書いていただければと思います。

最後は、今のシステムを見ると、非常にこれは新しいマシンリーダブルで技術中立性を持ったものに変えていくというのは容易なことではないということもございますので、このマイグレーションというのは容易ではないことは書いておいたほうがいいのかと。というのは、必ずできる、簡単にできると国民の方に思われてしまうと、何でできていないのだということが起こらないように考えると、今のシステムをちゃんとしたデジタルのシステムに変えるというのはそんなに容易なことではなくて、関係者がかなり努力をしつつやっていかないとできないということも上手にここに書いておいていただかないと、批判を受けて炎上してしまうことが起こる。それで緩めていいということではありませんけれども、それが止まらないようにするためには、そういう大変な苦勞が要るものだという事はしっかりと認識して書いておいたほうがいいのではないかと思います。

たくさん言いましたけれども、以上でございます。

○宍戸座長 江崎先生、貴重な御指摘、6点にわたる大変御経験に基づく重たい御指摘をありがとうございます。

事務局から何かございますか。

○吉田室長 事務局ですけれども、御指摘のとおりであると思いますので、表現ぶりについてよく検討したいと思います。ただ、マシンリーダブルの点だけは、少し官報が法令などだけではなく、個人情報への配慮が必要な情報も記載されているという点もありますので、どの範囲をどう作っていくのかを含めて、よく整理をしていきたいと考えております。

○宍戸座長 ありがとうございます。

印刷局も何かございますか。

○渋谷部長 私ども、中期的にわたって官報システムをこれから更新していくところでございます。私どもにもしこのような業務が任されるならば、更新に合わせながら、マ

シンリーダーブルの構造にしていきたいと思っておりますし、間違いのない正確なデータを提供していきたいと思っております。

○宍戸座長 ありがとうございます。

この点については、この検討会議だけでなく、江崎先生であったり、デジタル庁の御支援をいただく部分も多いかと思っておりますけれども、引き続きよろしく願いいたします。

○江崎構成員 よろしく願いします。どうもありがとうございます。

○宍戸座長 ほかに御質問、御発言、いかがでございましょうか。

山本委員、お願いします。その後に松井委員で、まずは山本委員。

○山本構成員 最初に3点ほど御質問して、それから御意見を申し上げたいのですが、1点目は、3ページの「(2) 個人情報への配慮」の一番最後の文章なのですが、「適切な技術を活用し、個人情報への配慮のための必要な措置をとることも必要である」という記述ですが、ここで想定されている必要な措置として、何らかのものがもし想定されているのであれば教えていただきたいというのが1点目です。

同じような話なのですが、7ページで、今度は有料での情報の提供のところでも、20行目あたりからですが、「サービスの提供に当たっては、個人情報への配慮等の観点から適切な措置を講ずる必要がある」と書かれています。この適切な措置として想定されるようなものとして何かお考えがあるのかということが2点目です。

最後、3点目が、10ページの保存・閲覧のところですが、20行目あたりから書かれています。現在、国立国会図書館でそういう保存事業が行われていて、それをウェブサイト形式で保存しており、館内で閲覧可能であるということで、館内ということが書かれてあるのですけれども、これは現状館内での閲覧しか認めていないということだと思っておりますが、将来的にインターネット経由で閲覧する可能性が現段階で想定されているのか、そういう可能性があるのかについて、もしお分かりであればお教えいただきたいと思っております。

○宍戸座長 ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○吉田室長 ありがとうございます。

まず、3ページの個人情報についてですけれども、実際に現在行っておりますのは、画像処理化をして文字情報として処理できない、それによって、例えば個人名によって破産者情報などが検索できないという措置を講じております。恐らくこれが一つの基本にはなると思うのですけれども、ただ、それについても一定の歯止めと思っております。個人情報の悪用を防ぐ側の技術として何か新しいものがあるのかどうか、利用可能なものがあるのかどうか、そうしたものも検討しながら、可能な措置を講じていくことになるのかと思っております。

7ページの「官報情報検索サービス」のところですが、これについても、例えば過去の破産者情報などを、マシンリーダーブルといいますか、文字情報として検索でき



る状況がありますので、それについてどう考えるかが一つの課題になるのかと思っております。ただ、そうしたことを実施するためには相当のマンパワーや事務が必要になってくるだろうと思われまますので、その辺りを実際にできるのかどうか、やるとしてもどうやるのかどうか、そうしたことを含めて考えていく必要はあるのかとは思っております。

また、国立国会図書館のWARPについてですけれども、国立国会図書館に伺ったところ、館内だけではなく一般の方の利用もできるようにすることは可能だということで、それはこちら側、データをWARPで集めてもらっている側からそのようにしてくださいと言えば可能ではあると聞いております。ただ、まさにそういったセンシティブな情報がありますので、それを含めて永久にインターネット上で簡単に見られるようにしておくことがよいのかどうかということも必要ですので、そうしたことがクリアできる、例えばこの部分だけを取り出してWARPで閲覧できるようにできるとか、そういうことがあれば可能ではあるのですけれども、そこはなかなか立法府の国会図書館のほうで扱っているものですので、どういうことができるのかを相談しながら検討する必要があると考えております。

○山本構成員 最後に言われたことは、現状でも図書館の外からインターネット経由で見られる。

○吉田室長 現状は見られないです。現状は国会図書館に行ってみせてもらうということになりますけれども、それをインターネット上で見ることは無理なのかというと、ゴーサインを出せば見られますと。ただ、そこをやるためには、いろいろ検討課題があるということです。

○山本構成員 ありがとうございます。状況はよく分かりました。

この閲覧・頒布期間、それから、その保存・閲覧もそうですけれども、非常に一般論として申し上げますと、この3ページの「(1) 利便性の確保」と「(2) 個人情報への配慮」、これのバランスの問題かとは思っています。それは結局のところ、本来の利用方法で利用しようとしている言わば正当な利用者といいますか、その方々の利便性を一方で高め、他方では、この情報を悪用というか、本来の目的外で利用しようとしている人たちには、なるべく利用しにくくするということなのかと思っております。

そのバランスを確保していくということで、私の専門では、破産の情報でいえば、本来の目的で利用する人は、典型的には債権者が自分の債務者の破産しているという情報を官報で取得して、裁判所に債権届出その他の破産手続上の権利行使をする、その契機となると。これが恐らく正当な利用目的なのだろうと思います。そういう人たちが今と同じように、場合によっては今よりも利用しやすくなることが一つ必要かということであるわけですが、他方では、それを目的外利用している人たち、いわゆる破産者マップ等のようなものを作っている人たち、そういう人たちに対して個人情報が入るという形なるべく利用できなくなるということ。それが矛盾する部分ももちろんあるのだろうと

思うのですが、ただ、私自身は今のところ本来の目的で利用している方々が実際に官報をどのように利用して、その破産手続等の情報を取得して、債権届出等に生かしている、そういう人たちがそもそもどれぐらいいるのか、いるとしてどういう形でこの官報を利用しているのかという情報が、いろいろなところに伺っても必ずしもはっきりしないところが一つあるということだと思います。そういう意味では、利用者、ユーザー側の御意見というか、それが一つポイントになるのか、この期間についてもポイントになるのかと思っているところです。そういう点では、そういうユーザー側、今、私が申し上げたのは破産情報だけですが、ほかにもいろいろな情報があって、それを実際に使っているユーザーの人たちの意見をどういう形で吸い上げていくのかということですね。もちろんヒアリングも考えられるでしょうし、あるいはパブリックコメントでそういう方々に意見を寄せていただいて、それを考慮するというのもあるかと思いますが、ユーザー側の意見が一つ重要になるかということをお願いしたいということです。

もう一つは、この90日という提案されている期間、私は基本的にはこれは自分自身の専門的なところから相当かとは、一般的には相当かと思っています。とりわけ個人情報が含まれているような公告の期間としては、基本は先ほど申し上げた正当な利用者が利用するための必要十分な期間の確保ということだろうと思いますので、そういう意味ではこれはこういうことかとは思っているのです。ただ、個々の事案というか状況、情報についていえば、なお検討すべきところがあり得るのかとされていて、例えば破産手続でも、先ほど申し上げたように債権者が債権届出をすることが想定されない、やや専門的になりますが、破産同時廃止という手続があって、破産手続を開始すると同時に手続を廃止してしまう、やめてしまうと。この手続では、債権届出や破産管財人の選任は全く想定されていない、ただ、債務者が免責を受けるためだけにする手続なのですが、この手続では本当に90日もその情報を上げておく必要があるのか。不服申立て期間として2週間が規定されていますので、不服申立て期間はあれする必要はあるのかと思うのですけれども、90日が果たしてどうかと思ったりもします。

ただ、もちろんこれはより精査して、私がそれは今、ただ単にそう思っているだけなので、非常に精査して本当にどの期間が必要十分なのかを検討する必要があると思っておりますので、それは結局個別の公告事項に応じて所管官庁において精査して検討していく課題なのかと。この場ではそういうことは難しいのだろうと思いますので、90日ということではあれだと思っておりますが、ですから、これは4ページの(4)の閲覧・頒布期間を柔軟に変更できるような法制度という部分でありますけれども、そういう個別の検討に応じて、場合によっては必ずしも90日も要らないのではないかとすることがあるとすれば、今までは紙で全体を発行していたので、項目ごとに期間を変えるということはおおよそ考えられなかったわけだと思っておりますが、今回デジタル化するということから、技術的に将来そういう柔軟な対応ができるようなものにしていただくことが望ましいのかと思っているということです。

長くなりましたが、以上です。

○宍戸座長 ありがとうございます。

事務局、ございますか。

○吉田室長 ありがとうございます。

先生から破産法のお話がありましたけれども、破産法以外にも様々な公示催告、失踪ですとか、いろいろな個人情報も載っております。恐らく官報側でその全てをどうするかを整理し切るといえるのはできませんし、また、実際に制度を持っているところでしたら、しっかり考えていただく必要があるのかと思っております。そうした制度所管官庁で関係者の意見を十分に聞きながら検討していただく必要があり、その検討過程において、官報に記載しているこの部分はどのように公開期間を設定してもらえないかということがあれば、官報側でそういうことができるのかどうか、例えばあるものは90日、あるものは2週間とした場合に、それをどのようにシステム上組むのか、あるいは官報の一体性として見たときにどうなのかですとか、そういういろいろな検討課題があるかと思っております。いずれにせよ、まずは、様々なニーズについて制度を運用している側でしっかり考えていただいて、官報側に御要望を寄せていただいて、よく相談をしていくということになろうかと思っております。

ただ、今のお話の中で少し利用者側や官報を実際に利用している方の意見を聞いてはどうかということで、パブコメやヒアリングというものがございましたので、例えばパブコメができないかを含めて、少し座長をとともよく御相談しながら考えたいと思っております。

○山本構成員 もう一点言い忘れて、最後の国立国会図書館との関係なのですけれども、これをそのまま館内で見られるというのはあれなのですけれども、さらにインターネット経由で見られるようにするという点については、個人情報が含まれたものについてはかなり慎重に考えたほうがいいのではないかと考えています。

○吉田室長 現時点で例えば90日で今は見られなくなりますけれども、200日前とか、1年、2年前の破産情報などがインターネット上であまねく見られる状態でよいのかどうかは、少し検討が必要かと思っております。

○山本構成員 そこは今、宍戸座長にも御協力いただいて、民事判決情報のオープンデータ化の議論を法務省でやっていますけれども、民事判決も裁判所に行けば個人名も含めて当事者名も含めて全部見られるわけですが、オープンデータにするときには、それを仮名化処理することがかなり議論されているところで、図書館に行くと見られるという話とインターネットで自分のところからアクセスできるというのはかなり違う話なのかとも思ったりするものですから、その辺りは慎重に検討いただければということです。

○吉田室長 承知しました。ありがとうございます。

○宍戸座長 ありがとうございます。

今の最後の御指摘の部分は、オブザーバーで国会図書館の方も傍聴で入られておりま

すけれども、事務局よりそういう御意見があったということはしっかりお伝えをいただいて、今後の官報のデジタル化を官報発行主体あるいは現実に発行に携わる機関だけでなく、先ほど来、デジタル庁の御協力という話もありましたけれども、関わる全ての省庁、制度官庁を含めてですけれども、どのように官報のデジタル化によって起きる問題について対処するかについては、引き続き連携をしていっていただく上での重要な論点だと思いますので、テークノートしておいていただければと思います。

○吉田室長 はい。

○宍戸座長 それでは、お待たせいたしました。松井委員、お願いいたします。

○松井構成員 ありがとうございます。

観点は恐らく山本先生と似ているのですが、方向性が違うかもしれない論点です。会社法の計算書類の要旨の公告について、債権者がこれを閲覧する状況および彼らの公告事項の使い方は、破産の場合と異なります。破産の場合には、債権者は官報公告を恐らく債権の届出の時点、つまり破産の直後に使って、その後は使わないので、破産情報がずっと残っているというのが望ましくないという考え方になるのですが、会社法の側では、例えば会社が潰れて取締役に対して第三者が責任を追及しようとした時点で初めて、誤った計算書類をそれまで何年間も出していたことが明らかになるわけです。そうなったときに、例えば3年間過去を遡ってその会社の計算書類が見たいという債権者が出てくる可能性があるのですが、その場合にこうした人の利益をどの程度、例えば無料で見せること、あるいは国会図書館に行かなくても見られることを保証するという形で保護してやる必要があるのか考えるということになっていくかと思います。

システムの問題もありますし、私見では債権者に無料でいつまでも見せることは必要ないのかと思うのですが、紙媒体でチェックすることが必ずしも簡単ではないことを考えると、少なくとも電子記録の検索性が高いことが必要かと存じます。たとえば、3年前のこの会社の計算書類が見たいとなったときにどういう形で検索ができるのか、これは1件分、1日分もしくは1か月分を幾らで見せるという閲覧についての料金体系も関係するのかもしれませんが、そうした実態も含めて、一般的な債権者が現実的に検索できることが確保されていることは重要なのかという気がしています。この場合、現状で、官報の検索システムがどのような事項ごとに検索できるのか、どの範囲をカバーしているのかについて詳しくないのですが、仮に公示事項・公告事項によって検索できるできないという扱いが違ったり、画像なので計算書類は検索できないとかいった現状があって、変えるのが技術的に難しいと仮定した場合、そうした個別の事項について閲覧システムの整備を各省庁にお願いするのは効率的ではないと思います。6ページに長期的に公開することが望ましいものについては、各所管官庁でホームページを使って公開してくれという話があるのですが、別途予算をつけるようなシステムの構築が効率的か・現実的なのも含めて、6ページのようなやり方を採用する際はそれぞれの所管官庁とすり合わせを行った上で、どうやってやるのが現実的で経済的

なのかを考えてやってもらったほうがいいのかと思っております。

今、2点申しました。検索性については、倒産法のように検索できることが望ましくないものがある一方で、検索性を上げたほうがいいのかもしいろんな事項もあるということです。現在でも検索性が高くて、いつの誰の計算書類というものがすぐ出てくる検索性があるのであったらそれはそれでいいのですけれども、この点はいかがでしょうか。もう一つ、この6ページの「所管する機関においてホームページを活用して公開するという方法」だけが公開にバリエーションをつける方法として唯一の選択肢であるような印象を受けるけれども、それは妥当かということをございます。どういう形で公告情報を債権者等が手に入れて利用しているのかについては、会社法でも情報があまりはっきりしておりませんので、今回のパブコメであれ、もしくは所管官庁のパブコメであれ、何かしらの方法で収集した上で正しいやり方について考えていければよいと思っております。

以上です。

○宍戸座長 ありがとうございます。

事務局、いかがですか。

○吉田室長 ありがとうございます。

まず、企業の決算公告についてですけれども、おっしゃったようにいつまでも無料かどうかというのはあるのですけれども、基本的にはまず90日の閲覧・頒布期間のうちに例えば関係する会社の情報が出ている官報をダウンロードしておいて、いつでも見られるようにストックしておくことも考えられますし、また、そういうものがない場合でも有料の官報情報検索システムを申し込んでいただいて、そこで見つけ出していくと。その際には、検索性もありますので、そうした機能を活用して、必要なものを手に入れていただくことは可能かと考えております。

また、先ほどの6ページの所管する機関においてホームページ等を活用してということですが、これは業務内容によってどのようにするかというのはあろうかと思っております。例えば念頭に置いておりますのは、様々な政策を各省庁が行っている中で、その政策に関する内容を告示や公示をしたというときに、その内容をきちんとホームページに載せておいて一覧性を高めたり、あるいは官報を見なくてもそこを見れば分かります。例えば最低賃金であれば、最低賃金の都道府県ごとの状況は厚生労働省のホームページを見れば全部分かりますですとか、そうしたことをしっかりとやっていくことが、官報だけで全てお知らせするのではなくて、国民の利便に資するかということと考えております。

一方で、企業の決算公告につきましては、今「gBizINFO」という政府のウェブサイトがあり、官報に掲載された決算公告情報で企業側が承認したものは「gBizINFO」に掲載されれば5年間掲載されるというものもありますので、そうしたものも活用されることも考えられるのかと思っております。いずれにせよ、企業の決算公告に特化した問題で

あれば、少し法務省が中心になって実際にどういう形が企業の経営の透明性の確保の観点から望ましいのかを御検討いただく必要があるのかと。その中で、官報でどういうことができるのかも御相談いただきながら進めていくのかと考えております。

○宍戸座長 松井委員、よろしいですか。

○松井構成員 ありがとうございます。

実施に当たっては、どうやるのがフィージブルなのかについての相談は欠かせないと思いますので、いずれにせよよろしくお願ひしたいと思います。

今のお話の中で、現状の検索サービスでも、例えば対象となる会社の名前を入れれば、必要となる年次の必要となる計算書類が出てくるというレベルの検索ができるという了解でよろしいですか。

○田中室長補佐 事務局です。検索サービスについては、フリーワード検索になりますので、先生の例ですと、会社の名前を入れますと、その関係する記事が全部検索結果として出てきます。ですから、一定の種類のものだけを抽出することにはなっていません。

○松井構成員 ありがとうございます。

○宍戸座長 ありがとうございます。

本日御欠席の原田委員からも資料3で御意見をいただいております。この第1、第2の部分について、事務局より御紹介とコメントがあればお願ひをいたします。

○吉田室長 原田先生から資料3により御意見をいただいております。その第1、第2の部分について、簡単に要旨を説明いたします。

「第1 官報の閲覧・頒布期間」については、当分の間、少なくとも90日の期間を確保するとの原案に賛成する。もっとも、以下の理由から期間を延長することを検討すべきということで、第1に、今般の官報電子化によって、国民の利便性を目に見える形で高めるには、無料での公開期間を延長することが最も効果的と。第2は、従来に比べて官報の偽物が出回る可能性が大きくなるので、正本たる電子版の官報に国民がアクセスできる機会を十分に確保する観点や、偽物の出現を防止する目的から、官報の無料での閲覧期間を延長することが必要と思われる。また、関連して、情報提供として官報の内容の一部を公開することについて、法規たる性質を持つ告示も対象に含めるべきと考えられるとされております。

また、「第2 電子官報の保存」についてですけれども、現時点で電子媒体の永久保存の技術が完全に確立しているとは言えず、紙媒体による保存ほどの信頼性がないため、例えば年限20年として、それ以降は紙媒体に記録したものを保存することも考えられるのではないかと。また、紙媒体による保存も含めて官報記載の内容が確実に保存されるような措置を義務づけることも考えられるという御意見をいただいております。

第1については、資料1の内容と方向性を同じくするものとも考えておりますけれども、御指摘も踏まえて、今後よく検討していきたいと考えております。

第2の永久保存についてでございますけれども、公文書管理、アーカイブの世界では、

先進国ではデジタルで永久保存する取組が進められておりまして、例えばアメリカでは、2019年以降、行政機関で電子的に作成されたものは全て電子フォーマットのまま管理して、国立公文書館に移管されて、そこで電子で永久保存するという方針になっております。日本でも公文書管理法により、国立公文書館には永久保存義務が課せられておりまして、デジタルでの永久保存のための取組が進められていたり、さらなる取組について具体的な検討が行われております。そうした知見や技術も伺いながら、電子データの長期保存に取り組むことになるかと考えております。一方で、電子だけではなく、紙も含めて媒体の多元化によってリスク管理をするという観点もあるかと思っておりますので、官報記録事項記載書面などを併せて長期にわたって保存していくことも考えていくことが適当かと考えておりまして、そうしたことを含めて永久保存を進めていくことになるかと考えております。

以上です。

○穴戸座長 ありがとうございます。

一通り、この第1、第2につきまして構成員の皆様の御意見を伺いましたが、何か追加でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

この第1の閲覧・頒布期間につきましては、当面の間は90日間とするとともに、引き続き利用実態や利用者のニーズ等を、今般の検討会議の議論あるいは各制度官庁における検討と、それぞれのステージがあろうかと思っておりますけれども、利用者のニーズ等を把握する。そして、個人情報への配慮や発行業務の安定性の確保などの観点から検討を行うことについては、御了解を得たものと思っております。

本日、山本委員、松井委員、両側から御発言がございましたけれども、それぞれの記事について必要なものについては、90日間よりも短くしたり、逆に90日間よりも長くすることができるようになる。このこと自体、紙でこれまで官報を発行してきたところ、それをデジタル化することによって可能になるメリットでもあるかと思っておりますので、これについても引き続きこのようなことができるようになったということ、自由度が増したということを踏まえて、御検討いただきたいと思っております。

また、閲覧・頒布期間につきましては、終了した後、情報提供の在り方でございますけれども、現在公開している法令あるいは政府調達の記事は引き続き公開しつつ、いわゆる法規たる性質を有する告示も公開する。この点、原田委員から御指摘が特にございましたけれども、そのことも含め、必要に応じて対象を広めていくことに検討を進めるということで、これも御了解を得たものと思っております。

また、この3番目の6ページ以下のところでございますけれども、内閣府の承認の下、引き続き国立印刷局において「官報情報検索サービス」を提供し、無料版にはない機能の提供等に必要な経費は引き続き利用者による負担を求めることについても御異論はなかったものと思っております。

最後、8ページの「4 業務の効率化、利便性の向上等に関する取組」につきまして

は、江崎委員から非常に重要な御指摘を幾つも賜りました。特に利用者あるいは利用方法について、例えば研究者等が有効に利用できるようにすることを目指していく、あるいはマシンリーダブルなことを目指していく最終的なゴールの部分と同時に、そこに向かっていく、山を登っていく過程で現状作っていく上で幾つかの課題があり、これは困難な道のりなのだけれどもしっかりとやっていくのだということを今回この検討会議の報告書の中でもしっかり打ち出していくべきだということは、非常に重たい御指摘でしたので、この点は事務局において受け止めて、議論の深掘りをお願いしたいと思います。

また、10ページ以降の第2の論点「電子官報の保存に関する考え方」でございますけれども、これにつきましては、官報の性質、重要性に鑑み、永久保存が必要である、国民の利用に供することも必要であるということについて、これも御異論なかったものと思います。

また、官報電子化後もインターネット上の電子官報はウェブサイト形式で国立国会図書館が保存し、国民の閲覧に供される。ただ、その閲覧の供され方については、今後も注意すべき点、議論すべき点があるということで御議論をいただきました。

官報発行機関等においても、正本データを永久に保存するとともに、電子官報の情報閲覧検索のためのサービスを提供することについても御異論なかったかと思えます。

電子官報の保存の在り方につきましては、原田委員から紙媒体による保存の可能性についても御指摘ございましたので、これらの御意見も含めて、本日御説明いただいた内容をベースに、この第1、第2の論点について、今後の検討を進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、この資料1で申しますと13ページ以降でございます。「電子官報の編集・発行主体に関する考え方」について御説明をお願いいたします。

○吉田室長 資料1の13ページから「電子官報の編集・発行主体に関する考え方」についてです。

まず、「官報の編集・発行の現状」の「官報の発行に関する主体」についてですけれども、これは第2回の資料でもございましたが、官報に関する事務を所掌する機関は内閣府であり、現在、内閣府は国立印刷局と契約を締結し、官報の編集、印刷及び普及等の業務を委託しております。なお、国立印刷局でこれらの業務の一部を官報販売所に契約により委託しているところです。さらに、独立行政法人国立印刷局法においては、内閣総理大臣による緊急時における官報に関する業務についての要請及び当該要請に関する国立印刷局の応諾義務が規定されておまして、これにより、緊急時における官報の発行の履行を担保する手段が確保されております。

14ページの下の方になりますけれども、官報の発行について、議論に当たりまして、「編集」に係るプロセスと「発行」に係るプロセスに分けて議論をしたいと考えております。「編集」は、国の機関、地方公共団体、会社等の私人を含め、幅広い者から原稿を受け付け、調整を行いながら編集・校正を行った上で、「校了データ」の作成を行う



というものです。一方で「発行」については、編集の後、国民が官報を閲覧・入手できる状態に置くために、印刷局本局等において官報を掲示等することとして、電子化されればウェブサイトに掲載することになります。また、これに加えて、「発行」のプロセスの一環として、全国の官報販売所を通じた国民への配達、販売等が今も行われておりますし、今後もインターネットを利用できない者に対して行うこととなっております。

15ページの23行目の2ですけれども、分けて議論すると申しあげましたけれども、まずは、官報の編集・発行についての事務を委託することについてです。まず、内閣府が官報の発行主体でありますけれども、内閣府において多様な業務が必要となる、あるいは高度な技術・専門性が必要となる官報の編集・発行を自ら全て行うことは困難であると考えております。このため、現在も委託をしておりますし、官報が電子化された後も委託をして行っていただくことが必要と考えております。

15ページの一番下ですけれども、まず、独立行政法人制度として、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものは、独立行政法人が実施するということが想定されておまして、独法制度というのは、国の行政機関の行政活動から政策の実施部門のうち一部を分離して、独立の法人格に行わせるということで行われているものです。8行目から、特にそのうちの「行政執行法人」については、確実に執行することが求められている公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的として定義されておまして、14行目からですけれども、行政執行法人の労働関係に関する法律に基づいて、争議行為は禁止されているとともに、役員及び職員が「国家公務員」である旨規定されまして、法律により守秘義務が課されております。

20行目からですけれども、官報の編集・発行については、法令公布等の国家の根幹に関わる極めて重要な役割を果たすという官報の性質上、国の指示の下に、継続的に、正確かつ確実に執行されることが必要不可欠ですし、また、災害などの非常事態が生じた場合にも、確実に公布をして、法的効果を生じさせる必要がある、公布や告示を行うことが求められるものでもあります。そうした性質のものを委託を受けた者の事情により官報が発行されない事態が生ずることは許容されませんので、争議行為が法制上も禁止されていることが委託先には必要であると考えております。また、31行目からですけれども、未公表の公文書等に接することにもなりますので、強い守秘義務が課されるなど、秘密保全が徹底されることが重要と考えております。

17ページですけれども、したがって、内閣府が官報の編集・発行に関する事務を委託する場合には、争議行為の禁止及び守秘義務が法定されている行政執行法人に委託することが適当ではないかと考えております。ただ、それをもって全て行政執行法人が行うかということですが、現在でも再委託が行われておりますけれども、業務の一部、例えば会社等からの官報原稿の入稿の受付とか、官報の販売等を他の法人に委託することまでを否定するものではないと考えています。その場合には、再委託先の法人に守秘義務を課すなどの適切な措置を講ずる必要があると考えられます。

18ページからですが、**「官報の編集に関する事務を国立印刷局に委託すること」**についてです。現在、紙の印刷物についても国立印刷局が正確かつ確実に**「校了データ」**を作成して、それを印刷しております。電子版になりましても**「校了データ」**を作成することが求められますので、引き続き国立印刷局が正確かつ確実にこれを行うことができると考えられます。

具体的には、先に19ページの補足の記述になりますけれども、しかるべき時刻までに確実に編集に関する事務を終えていること、また、緊急時にも速やかに編集を行うことができること。2つ目のポツになりますけれども、正確性、特に外字表示ですとか、あるいは正字率と申しますか、つまり、原稿と官報の内容に相違がないことが高いレベルで求められます。また、複雑なレイアウト等も正確な表記を行うことも重要です。また、多様な者とのやり取り、調整を含め、入稿に係る体制ですとか、そのためのシステムの構築も求められているところです。

18ページに戻りまして、印刷局については、先ほど申し上げたように、法的な争議行為が禁止されたり、あるいは守秘義務が課されているということもありますし、また、官報はその事務の費用に充てるために、官報への掲載を依頼する者から料金を徴収することを通じて、**「官報システム」**などの電子システムなどへの必要な設備投資を行った上で、官報を作っております。多様な人から徴収したお金を使って、将来的にこういう改革をしようと思っても、どこの組織がそういうシステムをつくるかが決まらなければ、長期的な検討や設備投資もできませんので、そうしたことも考えますと、20行目からですが、官報の編集に関する事務を特定の機関に継続的に委託することが適当であり、具体的には国立印刷局に委託することが適当であると考えられます。その下は、再委託も可能ということを書いているものです。

20ページに飛びますけれども、印刷局が上記の要件を満たすことについて、るる説明をしております。

続いて、**「4 官報の発行に関する事務を委託する法人について」**です。これについても確実性ということで、毎日定刻に確実に発行すること、また、緊急事態の際にも確実に発行することが重要であります。また、インターネットを利用することができない者への対応として、全国への配達、販売等を行う必要もあります。

また、これに加えて、電子化しますと、電磁的方法による官報の発行のために必要な体制もございます。具体的には、インターネットを利用した方法により発行するに当たりましては、ウェブサイトを通じて真正な官報の情報の提供を受けることができる状態に置くという措置を取ることとしておりますので、これを行うための体制が必要です。例えば21ページになりますが、サイバーセキュリティの観点、また、システム障害等のリスクに備えた冗長性の確保、改ざんへの対応等のために電子署名やタイムスタンプを活用すること、あるいはウェブサイトを構築し、安定的に運用することができることなどが必要と考えております。

また、3つ目として、書面の閲覧・交付体制が、インターネットを利用することができない者への配慮のための措置ということから求められておりますし、また、通信障害等が生じた場合には、書面等により官報を作成、印刷し、頒布する措置を講ずる必要がありますので、これに対応できる体制も必要と考えております。

21ページ、23行目から、これらの要件を満たす国立印刷局に委託することについてですけれども、印刷局については、現在も8時半に「インターネット版官報」をホームページに確実に掲載するというを行っておりますし、また、特別号外も緊急時には発行を行っております。また、33行目からですけれども、配信システムの冗長化により確実な配信体制が整備されております。

こうした上記に掲げた要件を満たしているということもありますし、22ページですけれども、編集した校了データを受け取って発行する、それを緊急時にも行わないといけませんので、編集と発行の両者の連携が非常に重要ということも含めると、官報の安定的な発行のためにも、知見を有する印刷局を活用することが適当かと考えていまして、印刷局に対して官報の発行に関する事務を委託することが適当であるとしております。

次に「行政執行法人以外の法人に委託することについて」は、先ほどの裏返しになりますけれども、外部に漏えいすることがないように、発行に携わる職員には守秘義務が課される必要があるとともに、争議行為により官報が発行されないことは許容されないため、行政執行法人以外の法人に委託することは適当ではないだろうと考えております。また、再委託を他の者に印刷局からする場合にも、守秘義務を課すなど適切な措置を講ずる必要があると記載しております。

5からそういった事務の委託を受けた印刷局等の権限としておりますけれども、最初が（公告の掲載に係る手数料の徴収について）です。現在も公告、官報への掲載を依頼する者から料金を徴収することなどを通じて、必要な設備投資などを行って、合理的な運用を行っているところです。引き続き官報を電子化した場合においても、公告について官報への掲載を依頼する者から手数料を徴収することとし、具体的な料金の額については、印刷局が内閣府の承認を得ることとしてはどうかとしております。

23ページから、広告になります。官報には創刊以来、官報掲載事項以外に、私人が掲載を依頼した広告が掲載されておりました。現在は、内閣府と国立印刷局との委託契約の中で、印刷局が必要と認める広告を掲載することができるとされております。ただ、官報は国が発行する刊行物であるという性質に鑑みますと、何でも広告を載せられるというのではなく、国の機関の所掌に係る制度に関することであって一般に周知すべき事項に限られるものとするのがよいと考えております。具体的には、12行目からポツが2つありますが、私人が法令の規定に基づく手続として実施する事項、例えば会社の設立などになりますけれども、そうしたものであって、広く一般に周知すべきものが許容されると考えております。こうした性質を有するものについては官報に掲載することができるものとし、基準や要件については、内閣府が定めることとしてはどうか。また、

印刷局がそういった手数料を徴収することとし、具体的な料金の額については、内閣の承認を得ることとしてはどうかと考えております。

官報の編集・発行については以上になります。

○宍戸座長 ありがとうございます。

この第3の議論に入る前に、先ほど私のほうで見落としてしまいました。閲覧期間について、江崎委員から閲覧期間は将来変更可能であるとの法律での記述を行っていただけだと考えますという、これも貴重な御意見をいただいております。法制的に、法律に最低90日と書いてしまうのか、政令で定めるみたいな感じにしておいて、必要な場合に、あるいはデジタル化が進んできてみんなが利用することになったときに、90日を例えば120日、180日とするのか、そこら辺は実際に法案を書くときの注意点だと思いますので、御留意いただければと思います。

○吉田室長 分かりました。

○宍戸座長 話の腰を折ってしまって失礼いたしました。ただいま御説明いただきました13ページからの「第3 電子官報の編集・発行主体に関する考え方」について、今の事務局の御説明を踏まえて、御質問、御意見等をいただければと思います。また手を挙げる等で私にお知らせをいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

松井委員、お願いします。

○松井構成員 今回のことで新しく問題になるわけではないのですが、国家公務員の情報の取り扱いについては、時々インサイダー取引規制に引っかかるのではないかという問題が見られることがあります。ちまたの上場会社の情報を扱っている日経新聞では、インサイダー取引で事件が起きたことがございました。官報については、未上場の会社の法定公告が主ではありますが、上場会社も一定の事項を公告しなければいけない場合があります。こういった点について注意が必要かと存じます。もともと、国家公務員一般について本当はインサイダーをどう考えるのかをどうにかしろという問題が定期的に生じたりはしていると思うのですが、これが例えば独立行政法人、さらには再委託ということが起きてきたときにどう考えるのかということは、どこかに書いておかなくてもよいのでしょうかという点について伺えればと思います。今回守秘義務と争議権の禁止については書かれているのですが、そのような不正は守秘義務を負った職員はやらない、という前提で何も書かないということでもいいのか、せめて内部統制についてちゃんとやりましょみたいな、そういったところで解決するのか、そこら辺についての腹積もりを伺えればと思います。

○宍戸座長 ありがとうございます。

事務局、いかがでございましょうか。

○吉田室長 国家公務員の幹部であれば、例えば株式の売買をした場合には報告というものがあるのですが、普通の職員についてはそこまでのものはありませんけれども、いずれにせよインサイダー取引は厳に禁じられていると思いますので、その辺り、

少しまづルールも確認してみますけれども、あわせて、この報告書の中にも一定の記載をしていきたいと考えております。

何か印刷局のほうでルールなどはありますか。

○渋谷部長 私どもの官報に携わる職員に対しては、インサイダー取引に向けて研修を行っております。必ず年度当初やっております、株の売買ですとか、そういったものを規制しております、それは平成18年だったと思うのですけれども、国の取組を踏まえ印刷局独自に実施し、それに基づいてリマインドするような研修をずっとやっております。

○宍戸座長 今回のインサイダー取引の従業員に対する禁止は、例えば就業規則か何かで根拠を持って規律をしているのか、それとも法令上の根拠があるのですか。

○渋谷部長 そこまでではなくて、私どもの情報製品部門で官報業務に携わる職員に対して、内部研修、カリキュラムをつくりまして、それをやっているところでございます。

○宍戸座長 分かりました。ありがとうございました。

今の松井委員の御指摘は重要な論点かと思っておりますので、今、事務局からお話がありましたように、国立印刷局からの御説明を踏まえて、さらに国家公務員一般あるいは行政執行法人の職員に関する規律をもう一度整理していただいて、必要がないかどうかもう一度整理をいただいて、今後御説明をいただければと思います。

○吉田室長 分かりました。

○宍戸座長 松井委員、それでよろしゅうございますでしょうか。

○松井構成員 ありがとうございます。

恐らく平成17年に経済産業省の職員がインサイダーをやったということが問題になった後、省庁では、ある程度、省庁の内規で統制を取っているのだと思います。それとの関係で独法についても同じような対応が求められたということだと思いますので、現在、内部統制でやっているということだとすると、それはそれでいいのかと思うのですけれども、これが例えば再委託であるとか事務を外に出すことになった場合に同等の措置をするようにみたいなの、そういう手当てをつけておくことが必要なのかということもあります。どういう形で制度に入れていくのかということについてはお任せいたしますけれども、御検討をお願いしたいと思います。

○宍戸座長 ありがとうございます。承知しました。

ほかに御質問、御意見、いかがでございましょうか。

江崎委員、お願いします。

○江崎構成員 確認でございますが、現状のところであれば、印刷局が行うというのが適当だと。この記述はどういう要求条件があるかをしっかりと書いていただいていると。それを満たすことと現状を考えれば印刷局がということだと思いますけれども、永久的に個別に印刷局にということではないと理解してよろしいのでしょうか。

○宍戸座長 事務局、お願いします。

○田中室長補佐 事務局でございます。

先生の御理解のとおりです。

○江崎構成員 ありがとうございます。

○宍戸座長 ありがとうございます。

ほかに御意見等はいかがでしょうか。

本日御欠席の原田委員からも「電子官報の編集・発行主体に関する考え方」について御意見をいただいておりますので、これの御紹介と、事務局で受け止めがあればお願いをいたします。

○吉田室長 資料3で、原田先生から「第3 電子官報の編集・発行主体に関する考え方」についても御意見をいただいております。

官報の編集・発行主体を内閣府、実際の発行業務の担当主体を国立印刷局と確認することに異議はない。現行法においても、内閣府設置法、また、国立印刷局法において官報の編集・発行・印刷の任務が明確に割り当てられており、官報の発行活動そのものが国民の権利・義務に影響を与える性格を持っているものではないことからすれば、編集・発行・印刷の各作用及びその委託について、行政作用法上の特段の根拠を要しないと考えられると御意見をいただいております。

まさに国民の権利・義務に影響を与える性格を持っているわけではありませんので、そういうことから考えますと、御指摘のとおりかと考えております。一方で、官報の委託先に何らかの法的な権利・義務を付与する場合には、行政作用法上の根拠が必要になってくる可能性がございますので、その点は法制化の検討の中でよく整理していきたいと考えております。

○宍戸座長 ありがとうございます。

ほかに御意見等はございますでしょうか。

財務省から手が挙がっておりますでしょうか。どうぞ。

○坂口課長 財務省理財局国庫課長の坂口と申します。

我々、印刷局を所管しておりますので、その立場から意見を申し上げさせていただきます。

まず、今、印刷局に関しまして、官報業務の製造体制を高く評価いただきまして、誠にありがとうございます。印刷局、ただいま官報の印刷といった業務以外にも日本銀行券の製造やパスポートの製造などを行っているところでありますけれども、いずれも法律上、印刷局しかできない独占的業務を行うというわけではなくて、官報業務のように内閣府との契約により業務を行っているといった形態となっております。これは独立行政法人といたしまして、閣議決定された独法の基本方針がございますけれども、民でできることは民でという原則の下で、公共上の見地から確実に実施が必要とされる事業であっても必ずしも独占的な立場を取らない一方で、そうした確実に実施が必要な業務が要件を満たす民間事業者がいけないとの理由から実施されないことにならないように、

ラストリゾートの役割を担うことが期待されているためではないかと考えているところでございます。こうした点を踏まえますと、考え方といたしましては、まず、今日の資料でもお示しをいただきましたように、官報業務の委託先としてふさわしい要件がございまして、その上で、当該要件を満たす適切な者が現時点では印刷局であるという整理をすると、これまでの考え方とも整合性が取れるのではないかと考えたところであり、この点は今、江崎先生がおっしゃった点とも共通かと思えます。

今回御議論いただいている官報の発行主体につきましては、安定・確実に実施するためには、資料にもございましたとおり、引き続き印刷局が担うことがふさわしいと考えられますけれども、他方で、法律上印刷局しかできない、独占的に印刷局が行うとした場合には、見方によっては民間を排除しているですとか、官が肥大化しているといった批判を受ける懸念もございまして、独法改革の趣旨とも整合性の取れたものとする必要があるかと思ひまして、意見を申し上げさせていただきました。

以上で終わります。

○宍戸座長 財務省から貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

ほかにこの官報の編集・発行主体の考え方について、御意見、御指摘はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

議題の第3で示されました方針といたしましては、まず官報の編集・発行主体は、それ自体としては内閣府である、ただ、その事務の委託に当たっては、現時点での状況を踏まえ、法律上争議行為の禁止、守秘義務が規定されている行政執行法人に委託する、そして、当該行政執行法人が業務の一部を他の法人に委託する場合には、当該法人に守秘義務を課すなどの適切な措置を講ずる必要があるのではないかという点、それから、財務省からも御説明がございましたが、電子官報の編集・発行に関する事務を行う者に求められる要件を考えていった結果として、現時点においてこれらの要件を満たす法人として現に国立印刷局が存在する、電子官報の編集・発行に関する事務を国立印刷局に委託するということが適当ではないかということについては、御理解、一致があったものと思ひます。

この点、松井委員からインサイダー取引をめぐる規律の必要性についても整理をすべきであるという御指摘をいただきましたので、これについてはお願いをいたします。

さらに、この委託を国立印刷局に行う場合に、官報電子化後も引き続き公告や広告両方の掲載にかかる手数料を徴収する、具体的な料金の額については内閣府の承認を得ること、また、広告の掲載につきましては、私人が法令の規定に基づく手続として実施する事項であって、広く一般に周知すべきものを対象として考える、そして、その場合には掲載手数料を徴収するということが御理解の一致が得られたものと思ひますので、事務局において御説明いただいた内容をベースに今後の検討を進めていただければと思ひます。

続きまして、第4の論点である「代替措置等について」でございます。これも既に御

議論いただいていた点ではございますけれども、改めまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○吉田室長 資料1の26ページになります。「第4 代替措置等について」ということで、第2回で御議論をいただき、その内容を踏まえて修正・明確化を行っておりまして、修正・明確化した後の内容について27ページ以降に記載しております。今回は修正・明確化した点について御説明をさせていただきます。

下から3つ目のポツになりますけれども、まず一番大きい点としまして、緊急措置として「官報掲載事項を掲示板に掲示することで、官報を発行したものとみなす」ということを第2回で提案をしておりましたけれども、その際に官報そのものであるか否かが不明確であることですか、あるいはそうした緊急事態で官報を発行したものとみなすという場合にはどういう法的な手当てをするのかという御指摘がありました。そうした指摘を踏まえまして、再度検討いたしまして、緊急事態発生時において書面等をもって何らかの掲示を行いますけれども、そうしたものについても官報であると。これを便宜上緊急官報としますけれども、緊急措置の場合にも官報を発行することとしたいと考えております。

また、最初のポツからになりますけれども、第2回において官報掲載事項が記載された書面というものが何度も出てきて、これが何か分かりにくいという御指摘もありましたので、それを文言上の整理として「書面版官報」、また、緊急措置で掲示する書面等を「緊急官報」としております。また「緊急措置」について、代替措置と分けておりましたけれども、代替措置の一類型として「緊急事態発生時における代替措置」と考え方を整理しております。

また、2つ目のポツは「代替措置」について前回御議論いただきましたけれども、官報発行日が代替措置を講ずる際に遅れてしまいますと、様々な影響が出る可能性がございますので、代替措置による書面版官報の発行は、官報発行予定日と同日に行われるように、必要な準備・体制の構築を行うこととしております。

また、3つ目のポツですけれども、「代替措置」について、代替措置を講じる必要が生じた際に、その決定する際に、代替措置を講ずる期間まで定めようということを書いておりましたけれども、通信障害等の事情がなくなるまでの期間が最初にはなかなか見えないということもございますので、通信障害等の事情がなくなるまでの間ということを制度として位置づけたいと考えておりまして、個別の事案に際して具体的な期間を定めることは行わないようにしたいと考えております。また、代替措置による最初の書面版官報において、代替措置を講ずる旨を記載することを念頭に書いておりましたけれども、実務を考えますと、8時半発行の直前に通信障害が発生していることが分かったという場合には、書面版官報になることとなる官報記録事項記載書面は既に全国の書店にも官報販売所にも届いておりますので、そこからまた新しく代替措置を取ることを記載をしたものを出し直すことは非常に実務上難しいことでもありますので、官報本体に書く



のは、最初の書面版官報のみに限定せずに、例えば翌営業日に発行される官報にその旨を記載するということも許容したいと考えております。

1つ先ほどのものは飛ばしまして、緊急措置の際には、周知可能性には一定の制約があります。例えば大規模災害時にはなかなか複製物を作成し全国的に頒布は難しいものですので、周知可能性には一定の制約がございます。その点、緊急官報への掲載事項は緊急的な事項に限定することが必要ではないかと考えております。また、緊急的な対応としましては、緊急官報の発行の事実や緊急官報に掲載された事項について、記者会見、記者貼り出し、テレビ、ラジオ、インターネットなど、可能な限りの手段を通じて、国民に広く周知を行うこととすとしております。

また、国民への周知の観点から、障害や緊急事態が解消された後には、速やかに書面による頒布やインターネットを利用した方法により情報提供を行うこととはどうかと考えております。

27ページからは、そうした修正方針に沿った直しになりますけれども、少し言及させていただきますが、30ページの一番下に脚注をつけております。これは緊急事態発生時にはしっかりと官報の内容について周知をすべきだという御指摘がありまして、特にそういった緊急事態対応の部局と連携すべきだというお話がございました。例えば首都直下地震対策の政府業務継続計画として閣議決定されているのを見ますと、非常時優先業務の継続に係る重要政策に関する方針の決定等を行う、また、国内外に向けこれらの情報を的確に発信する旨が定められていますので、緊急官報に掲載した緊急事態への対応に係る内容についても広く情報発信が、官報側だけではなくそうした緊急事態を対応している側からも行われることになると考えております。

また、31ページの（参考）の中でアンダーラインを引いておりますけれども、100年前の関東大震災の際に、真ん中ほどにありますけれども、「手書きの謄写版による官報号外が数十部刊行され」ということで、当時、緊急的に出した手書きの謄写版を官報号外としておりますので、そうした過去の経緯でも、緊急官報を官報と位置づけることは整合的かと考えております。

説明については以上になります。

○宍戸座長 ありがとうございます。

第2回での委員の皆様からいただいた御指摘も踏まえて、事務局で整理し直していただいた結果が、この「第4 代替措置等について」の記載でございまして、お手元の資料2を御覧いただきますと、分かりやすく状況を概念も含めて整理し直していただいていると思います。

それでは、今の御説明について御質問、御意見がありましたら、また私にお知らせいただきたいと思います。存じますが、いかがでございでしょうか。

この点につきましても御欠席の原田委員から事前に御意見を伺っておりますので、御紹介と、事務局から反応があればお願いいたします。

○吉田室長 原田先生から資料3「第4 代替措置等について」、御意見をいただいております。

2ページになりますけれども、電子化された官報の中で正本のものとそうでないものが混在することになると、将来の時点でのデータベース的な利用に支障を来す可能性があると思われる。正本性を判断する、発行を電子化するということは、記録媒体よりも記録内容に軸足を置いて正本性を判断する考え方に転換することを意味するのであるから、書面版官報・緊急官報については、電磁的記録が作成されるまでは正本として扱い、電磁的記録作成後は正本とは扱わないほうが整合的であると思われる。また、書面版官報・緊急官報の掲示場所については、法令による規定が必要であり、その際に印刷局を明示していれば、官報の印刷・頒布を担当するのが印刷局であることが、行政作用法令でも明確になると考えられるとの御意見をいただいております。

これについて、最初の御意見についてですけれども、官報の発行により法的効果を生じさせるものを、原田先生の御意見では、途中までは紙、電磁的記録作成後は電子としてはどうかということですが、まさに紙を発行すること、掲示することによって法的効果を生じさせたものが、事後的には正本ではなくなるという運用をどう考えるかが課題になるのかと考えております。この点、少し比較になりますけれども、EUでは紙で発行した場合には印刷版のみが真正かつ法的効果を有するものとされており、また、実務上を考えると、国民の方にとって、ある瞬間から自分たちが提出しようとしていたもの、または持っているものが、正本が正本でなくなる、あるいは正本でなかったものが正本になるということになりますと、いろいろと実務上難しい問題が生じる可能性もあるのかと思っております。

原田先生が御指摘されている、電子データをデータベースとして利用する場合の支障を来す場合については、電子データと正本である書面版官報の同一性をしっかりと確保していくことによって対応もできるのかと思っております。実際に恐らく書面版官報を発行するときは、印刷局のほうで正本データまで作ったのだけれども事情により通信障害により発行できない、ただ、それはもう既に印刷をしていますというときであれば、正本として発行した印刷物とデータがずれるようなことはないとも考えられます。そうしたことも考えると、どちらかといえば既に発行・頒布された正本が入れ替わるというよりも、正本とこうしたデータベースの中にある情報提供として出したデータの同一性の確保を担保することによって、安心して使っていただく形をつくるということが適当ではないかと考えております。

後半の書面版官報・緊急官報の掲示場所については、何らか制度的に決めることが必要ということは同意見ではございます。

以上です。

○宍戸座長 ありがとうございます。

今の点も含めまして、さらに何かこの代替措置等について、御質問、御意見等ござい

ますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

まず、代替措置、緊急措置のいずれも官報として発行するという、それから、代替措置による書面版官報の発行が官報発行予定日と同日に行われるよう、官報発行機関等において必要な準備・体制の構築を行うこと、それから、通信障害等の事情がなくなるまでの間に代替措置を取ることとして具体的な期間を定めないこととする、代替措置を講ずる旨の記載は、代替措置による最初の書面版官報だけに限定せず、可能な限り速やかに行う。

他方で、緊急措置の際には、緊急官報への掲載事項は緊急的な事項に限定することとし、可能な限りの手段を講じて国民に広く周知を図る、通信障害や緊急事態の解消後は、速やかに掲載された内容について、書面による頒布またはインターネットを利用した方法により情報提供するというのが、事務局のお示しいただいた内容でございます。

最後の点につきましては、御紹介がありましたとおり、原田委員からむしろ正本が入れ替わるという考え方を取ることもあり得るのではないかという御指摘をいただいているところであります。例えば90日間ならば90日間を超えたらいずれも情報提供になるわけございまして、そうすると、実際の問題はこの90日の間で、官報がある時間は紙、ある時間からは電子と正本が入れ替わるということが、法制的あるいは実務的な混乱を招かないかどうかが一番の論点なのだろうと思っておりますけれども、この点については、限られた時間の中でそういうことをして混乱があり得るかどうか、原田委員の御指摘でもありますので、御検討をいただきながら整理をしていただければと思います。

ほかにこの代替措置等について、御意見等はございますでしょうか。

よろしいようであれば、今、御説明いただいた内容を出発点に検討を進めていただければと思います。

予定した時間を若干超過しておりますが、これは私の不手際でございます、もう少しだけお付き合いいただければと存じます。今回で官報電子化に当たっての論点の議論を4回にわたり行ってきて、一通り触ったといいますか、深掘りしてまいりました。この際、官報電子化全般あるいは本日の議題以外の個別の論点について、何か御意見、御質問があれば承りたいと存じますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

本日の議題は以上となりますが、事務局より御連絡がありましたらお願いをいたします。

○吉田室長 事務局です。

今後は、本日いただいた御意見についての検討も行いながら、事務局で報告書案の作成作業を進め、次回の会議において案をお諮りしたいと考えております。

次回の会議については、7月12日に開催したいと思っております。資料については、事前に送付いたします。

また、山本先生から御意見、御提案がございましたように、利用者側の意見をどのように聞いていくかということで、パブコメというお話もございましたけれども、どのように行うかを含めて、また御相談の上、進めていきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○宍戸座長 ありがとうございます。

利用者のニーズについて、パブコメを含めてどうやって把握するか、これは重たい宿題をいただいておりますので、事務局と私の間でもよく相談をして方法を考えたいと思っております。

以上をもちまして、第4回「官報電子化検討会議」を終了といたします。

委員の皆様、また、オブザーバー、傍聴の皆様も、お忙しいところを御出席いただき、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

これにて閉会といたします。